

報告第8号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月26日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月20日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人情報保護条例の一部を改正する条例

北本市個人情報保護条例（平成3年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第20条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。